

自動車税の障害者減免申請の事前受付を開始します

— 平成 21 年度定期課税分から —

東京都では、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合、自動車税・自動車取得税の減免を受けられる制度があります。この度、納税者サービスの向上を目的として、下記のとおり申請手続を見直します。

1 減免申請の事前受付（平成 20 年 12 月 1 日から開始）

これまで、定期課税分については、当該年度 4 月 1 日から納期限までに受付けていましたが、今後、6 月から翌年 3 月末までの期間において、翌年度からの減免適用を条件として、事前受付を開始します。

〈減免申請の受付期間〉

年	20年	21年						・・・	22年	
月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	・・・	2月	3月
従来	受付せず			21年度分			受付せず			
今後	21年度分（事前受付）			21年度分			22年度分（事前受付）			

※ 新車の購入など、自動車を新規に取得し、自動車税又は自動車取得税が課税される場合は、従来どおり、申請期限は「登録の日から 1 ヶ月以内」となっております。申請期限を過ぎますと、当該年度の減免は受けられませんのでご注意ください。

2 必要書類の簡略化

これまで、障害者の方がもっぱら使用していることがわかる証明書として、通院証明書や通所証明書などを提出していただいておりますが、これを省略します。なお、自動車の使用状況については、これまでどおり障害者の方のためもっぱら使用されていることが必要です。

〈今後の取扱い〉

所有者 (納税義務者)	運 転 者	必 要 書 類
障害者の方が所有 (又は取得)	障害者の方	① 減免申請書（申請窓口にあります。） ② 身体障害者手帳等（原本） ③ 運転免許証（写しの場合、表・裏） ④ 印鑑（認印可）
	障害者の方と生計を 同一とする方	上記①～④まで同じ
障害者の方と生計 を同一とする方が 所有（又は取得）	障害者の方	⑤ 障害者の方と同居していることがわかる公的証明書 (身体障害者手帳、運転免許証、住民票等)
	障害者の方と生計を 同一とする方	

【お問い合わせ先】

東京都主税局課税部課税指導課自動車税係 03-5388-2954